マイナンバーカードの普及促進について

マイナンバーカードの健康保険証利用と公金受取口座の登録に対するポイント付与が6月30日から開始されます。

マイナンバーカードは、住民票などのコンビニ交付サービスや健康保険証としての利用ができる、デジタル社会のパスポートです。

いよいよ6月30日から、マイナポイント第2弾としてマイナンバーカードの健康保険 証利用と公金受取口座の登録に対するポイントの申し込み受付が始まります。

まだマイナンバーカードを持っていない人も、既に持っている人も、この機会にカード やポイントの申請をしましょう。

(1) マイナポイント第2弾

- ・マイナポイント第2弾では、①マイナンバーカードの新規取得等、②健康保険証としての利用申込み、③公金受取口座の登録を行った方に、最大20,000円分のポイントが付与されます。
- ・マイナポイント第2弾のうち、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録を行った方のポイント申し込み・付与は6月30日から開始します。
- なお、マイナポイントを申し込むには、本年9月末までにマイナンバーカードを申請する必要があります。

※ご不明な点は、マイナポイントホームページ(https://mynumbercard.point. soumu.go.jp/)や市町村窓口などへお問合せください。(マイナンバー総合フリーダイヤル TEL: 0120-95-0178)

(2) マイナンバーカードの申請

- 手書きによる郵便での申請
- スマートフォンやパソコンからのオンライン申請
- その他、県内の事業所や商業施設での出張申請受付も実施しています。

(参考) 都道府県別のマイナンバーカードの交付枚数等(令和4年6月1日現在)

区分	人口 【R3.1.1時点】	交付枚数 【R4.6.1時点】	人口に対する 交付枚数率
全 国	126,654,244	56,597,216	44.7%
熊本県	1,758,815	772,589	43.9% (全国23位)

※1位:宮崎県(57.8%)、47位:沖縄県(35.8%)

お問合せ先

(1)マイナポイントに関すること 熊本県企画振興部デジタル戦略局

デジタル戦略推進課 太田・桑島

(内線番号:3089)

(ダイヤルイン:096-333-2145)

(2) マイナンバーカードに関すること

熊本県総務部市町村・税務局

市町村課 藤田・尾崎

(内線番号:3385)

(ダイヤルイン:096-333-2105)